

## 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&A（愛媛県）

※令和4年3月4日時点の情報によるものです。

No.	項目	質問	回答
1	賃金改善分の支払い	<p>厚労省介護保険最新情報Vol.1031「介護職員処遇改善支援補助金に関するQ&amp;A（令和4年1月31日）」（以下「Q &amp; A（R040131）」という。）問2では、「現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切にご対応いただきたい。」とある。</p> <p>当法人の現行の処遇改善加算に対応する賃金改善の支払いは2か月遅れ（4月加算分については6月給与にて支払）で対応している場合、令和4年2月・3月分補助金に対応する改善給与支払いは、現行の処遇改善加算に合わせ、2月分は4月支給、3月分は5月支給で良いか。</p>	<p>賃金改善の支払い時期については、現行の処遇改善加算に合わせ、2か月遅れで良い。</p> <p>なお、その場合、3月末までに提出が必要な「賃金改善開始の報告フォーム」については、「令和4年2月分から、賃金改善を開始した。」にチェックして報告することにより。</p>
2	新規開設事業所	<p>令和4年3月1日指定の事業所は、当該補助金を受領することは出来ないのか？</p>	<p>本年3月に新規開設する事業所についても、2月分の賃金改善は出来ないが、その他の要件を満たす場合には、本補助金の対象となる。（賃金改善実施期間は3月から9月となる）</p> <p>（「Q&amp;A（R040131）」問21参照）：本年4月以降に新規開設する事業所については、その他の要件を満たす場合には、本補助金の対象となる。</p>
3	決まって毎月支払われる手当	<p>「Q &amp; A（R040131）」の問10の「決まって毎月支払われる手当」は固定した額なのか？</p> <p>【問10】(答)</p> <p>決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含むが、以下の諸手当は含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・月ごとに支払われるか否かが変動するような手当</li> <li>・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）</li> </ul>	<p>毎月、必ず支払われるものであれば、額が変動しても可。支払われない月が生じるものは認められない。</p>